

公共工事設計労務単価の改訂

○実勢価格を適切・迅速に反映した公共工事設計労務単価を設定(H26.2)

I. 単価設定のポイント

- (1) 最近の**技能労働者の不足等**に伴う労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映** (例年の4月改訂を前倒し)
(2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)
- ➡ **全職種平均** 全 国 (16,190円) 平成25年4月比; **+7.1%** (平成24年度比; **+23.2%**)
被災三県 (17,671円) 平成25年4月比; **+8.4%** (平成24年度比; **+31.2%**)

※1 入札不調の増加に応じて単価を引き上げるよう措置 (継続) (当面被災三県のみ)

※2 一定の既契約工事についても、新労務単価を踏まえてインフレスライド条項を適用

II. 技能労働者の処遇改善・若年入職者増加に向けた関係者への要請 (平成26年1月30日)

建設業団体あて

- (1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払
 - ・適切な価格での下請契約の締結
 - ・労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
 - ・雇用する技能労働者の賃金水準を引上げ
- (2) 社会保険等への加入徹底
 - ・元請は、法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ額による下請契約を締結
 - ・下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる
- (3) 若年入職者の積極的な確保
- (4) ダumping受注の排除
- (5) 消費税の適切な支払い

地方公共団体等(公共発注者)あて

- (1) 公共工事設計労務単価の改定値の早期適用
- (2) ダumping受注の排除・歩切りの根絶
- (3) 適切な水準の賃金や法定福利費の支払、社会保険等への加入徹底に関する元請業者指導

民間発注者あて

- (1) 労務費・資材費の上昇傾向を踏まえた工事発注や契約変更
- (2) 法定福利費相当額の適切な支払い
 - ・法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ額による工事発注
- (3) 消費税の適切な支払い

III. 今後の取組み

- (1) 技能労働者の賃金水準の実態を注視
- (2) 平成26年8月1日以降、国交省直轄工事において、**元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請につき、社会保険等加入業者に限定** (地方公共団体等の発注者に対しても、国土交通省のスキームを情報提供し、同様の取組みの実施の検討を促すとともに、積極的に社会保険等未加入対策に取り組むよう促す。)